

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について

1 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、仕様書等に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

（1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日法施行）又は監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）

（5）特例監理技術者が兼務できる工事は、同一建設事務所管内（別添管内一覧参照）の工事でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10 km程度以内である場合は、この限りではない。

（6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（9）特例監理技術者が兼務できる工事は愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって入札又は契約された工事でないこと。

2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、仕様書等に規定する兼務届に加えて、（6）～（8）について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

建設局 各建設事務所の管内一覧

建設事務所名	管内
愛知県尾張建設事務所	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域
愛知県一宮建設事務所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域
愛知県海部建設事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
愛知県知多建設事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県西三河建設事務所	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域
愛知県知立建設事務所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域
愛知県豊田加茂建設事務所	豊田市及びみよし市の区域
愛知県新城設楽建設事務所	新城市及び北設楽郡の区域
愛知県東三河建設事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域